

議案第49号

特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部  
を改正する条例の制定について

特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する  
条例を次のとおり定める。

平成28年6月3日提出

三田市長 森 哲 男

三田市条例第 号

特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部  
を改正する条例

特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和37年三田市条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表投票所の投票管理者の項中「15,900円」の次に「以内で、従事する時間に応じ、任命権者が市長と協議して定める額」を加え、同表期日前投票所の投票管理者の項中「14,100円」の次に「以内で、従事する時間に応じ、任命権者が市長と協議して定める額」を加え、同表投票所の投票立会人の項中「(従事した時間が投票時間の2分の1以内の場合にあつては、7,050円)」を「以内で、従事する時間に応じ、任命権者が市長と協議して定める額」に改め、同表期日前投票所の投票立会人の項中「(従事した時間が投票時間の2分の1以内の場合にあつては、6,250円)」を「以内で、従事する時間に応じ、任命権者が市長と協議して定める額」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。